



2020年1月現在、認定マークを取得した企業は6団体・23機種です



アルコール検知器協議会からのお願い

アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、その期間・使用回数は機種によって異なりますが、半永久的に使用できるものではありません。常に正しく測定して頂くため、必要に応じてセンサーの交換、メンテナンス、検知器の買い替え等をして頂きますようお願い致します。

協議会に関する事は事務局へ、個々の製品については下記の加盟各社にお問い合わせください。

アルコール検知器体験イベント・アルコール基礎・検知器活用講座



「アルコール検知器協議会」加盟21社一覧 ※2019年(平成31年)4月1日現在

- 光明理化学工業株式会社 / TEL.044-833-8900
- サンコーテクノ株式会社 / TEL.04-7135-8055
- 株式会社篠原計器製作所 / TEL.03-3934-7331
- 新コスモス電機株式会社 / TEL.06-6308-2111
- 株式会社タニタ / TEL.03-3968-2111
- テックウェルインターナショナルジャパン株式会社 / TEL.06-4706-2600
- 中央自動車工業株式会社 / TEL.06-6443-5829
- 株式会社データ・テック / TEL.03-5703-7060
- テレニシ株式会社 / TEL.0120-105-447
- 東海電子株式会社 / TEL.03-6417-9725
- 株式会社東洋マーク製作所 / TEL.072-924-0811
- ドコモシステムズ株式会社 / TEL.03-3490-6610
- ドレーゲル・セイフティー ジャパン株式会社 / TEL.03-6447-7171
- NISSHAエフアイエス株式会社 / TEL.06-7176-3911
- 株式会社ネモト・センサエンジニアリング / TEL.03-3333-2760
- 株式会社パーマコーポレーション / TEL.0120-202-800
- 株式会社パイ・アール / TEL.06-6948-8011
- フィガロ技研株式会社 / TEL.072-728-2560
- 前野技研工業株式会社 / TEL.048-594-8518
- 名鉄EIエンジニア株式会社 / TEL.052-678-1116
- 株式会社ヤナコ計測 / TEL.0774-46-4511

アルコール検知器の品質向上と普及を通じて、飲酒運転根絶と健康管理を提唱。

「アルコール検知器協議会」



2015年(平成27年)4月8日に、国や運輸業界から強い要請を受け、アルコール検知器の製造・販売に携わる企業によって、「アルコール検知器協議会」が発足しました。

飲酒運転による死傷事故が大きな社会問題になる中、過度な飲酒による健康障害も深刻化し、アルコール検知器の役割がますます重要なものになりつつある今日、その技術・品質の向上とともに、飲酒問題への対処・防止に対する正しい知識を啓発してまいります。

「アルコール検知器協議会」とは

- 団体名 / アルコール検知器協議会
- 英文名 / Japan Breath Alcohol Testing Consortium (略称 / J-BAC)
- URL / <http://www.j-bac.org>

設立の目的

- アルコール検知器の技術、品質の向上
- アルコール検知器の普及啓発、地位向上
- 大量摂取等による飲酒問題の根絶
- 自動車等の飲酒運転の根絶 等

活動内容

- 検知器の利用と活用に拘わる普及と啓発
- 検知器の技術・品質向上のための調査研究
- 飲酒運転防止に関連する法令の周知・広報
- 専門知識を用いた交通安全の促進・普及 等

国土交通省をはじめとした各省庁や関連機関・団体と連携

しながら、皆様のお役に立てる活動を実践・継続してまいります。



事務局(サンコーテクノ株式会社 内)
〒270-0107 千葉県流山市西深井1028-14 TEL.04(7155)6300 FAX.04(7155)6325
E-mail : info@j-bac.org



アルコール検知器協議会 検定制度の仕組み

当協議会は、アルコール検知器の技術及び品質の向上を目指して、認定制度（機器認定）を設けています。認定企業の監査および機器の試験を一般財団法人化学物質評価機構に委託しています。

1. 検定制度の流れ

書面審査と、現地監査が必須

1. 原産国、品質管理体制等を明記、申請する。
2. 仕様書もしくは取扱説明書を添付する
3. 検知器の検査や出荷工場を指定する
4. 第三者による現地監査を受ける
5. 対象機器を出荷ラインからランダムで抜き取り



2. 消費者・企業・団体・行政への説明責任

販売ガイドラインへのコミットメント

アルコール検知器の認定を受ける企業は、製品の仕様や取扱について、以下のことを必ず書面で説明しなければなりません。

- 1) 道路交通法第 65 条第 1 項「何人も、酒気を帯びて車両等を運転してはならない」と遵守事項が定められています。本器のデータは飲酒の有無を判断するための一つの判断材料であって、運転の可否を判断するものではありません。測定結果に基づいて、車両の運転や機器の操作などを行って良いか否かの判断に対して、本器の製造者、および販売に携わる関係者は一切責任を負いません。との意味合いで記載されているか。
- 2) アルコール検知器のセンサーは、使用によって劣化するものであり、半永久的に使用できるものではありません。との意味合いで記載されているか。
- 3) 購入後の使用回数と期間について説明しているか。
- 4) 使用環境、保管環境（屋内、屋外、寒い、暑い、温湿度等）の制限事項を説明しているか。
- 5) 購入後の修理、メンテナンス、校正、買い替えについて説明しているか。
- 6) 電源電圧変動が性能に影響を与える場合きちんと説明しているか。
- 7) 呼気の吹きかけ方法（距離、角度等）について説明しているか。
- 8) ストロー、マウスピース等を使用する場合は、その器具について説明しているか。
- 9) 測定単位（mg/L）について説明しているか。
- 10) 測定範囲（0.000 の定義、マスキング範囲）について説明しているか。
- 11) 残気ガスについて適切な表現がされているか。（インターバル・復帰時間等）
- 12) 測定結果の記録保持について説明しているか。
- 13) 測定非対象物（干渉成分）について説明しているか。
- 14) 測定非対象物（干渉成分）が検知された場合の対処を説明しているか。

3. 技術規格JB00001-2017 適合性証明試験

3種類の試験に合格すれば、認定



一般財団法人化学物質評価研究機構（CERI）



事業内容	
化学物質・農薬等の安全性試験 医薬品（低分子及びバイオ医薬品） ・医療機器の試験	環境調査
オミクス解析	食品・製品等の分析、評価 標準物質（標準ガス・標準液）の 供給・値付け
材料・素材（ゴム・プラスチック等） 製品開発・原因調査	クロマトグラフィー用カラム リスク評価・SDS作成・規制対応
JIS 認証・研修・製品及び規格試験	各種法規制・申請対応 （化審法、安衛法など）

